



## 最大会派を結成しました

私の闊政クラブ（2人）と志政クラブ（3人）、闊政クラブを抜けていた宮川議員、今回、創政会を抜けた黒川議員の7人で真政クラブを結成しました。

議長（黒川議員は2期連続）、副議長（大野議員）及び議会運営委員会委員長（私、堀）のいわゆる議会組織の3役を占め、その他の議会改革推進協議会の会長（宮川議員）、公共施設再配置検討協議会の会長（鈴木議員）という重要なポストも担っています。会のモットーとしては、最大会派であったとしても、そして、二代表制の地方議会あっては与党も野党もないことを肝に銘じ、是々非々で議論することです。

## ☀️ 最近の活動



### ラジオ体操

暑くなってきましたが、朝は爽やかです。大地町の史跡公園のラジオ体操、毎日やっています（6時30分から）健康にいいですよ！

### 🍷 子ども食堂

毎月第3日曜に岩倉大地里の家で開催しています。



私は、いつも歌を歌う役ですが、テレビドラマ「半分青い」の主題歌を歌ってほしいとのリクエストがあり、次回、披露します。また、市民の方からお米2俵を寄附いただきました。多くの方が子ども食堂を支え、運営することができています。

### 🎵 デイサービスセンターの慰問

1年間、5カ所のデイサービスセンターを何回か訪問し、さわやか音楽会を行っています。5月は、一期一会さんと東クリニックさんに伺いました。応援うちわを作って、盛り上げていただきました。

## ☀️ 監査委員の活動

前号で、幼児2人同乗用自転車の補助金に関して、市が正しくない支給を行ったということをお知らせしました。

行政監査を行った結果、補助金要綱の要件を

満たしていない8件269,500円を事業者に戻還請求するように市に勧告したのです。

しかし、市は新たな情報を根拠に、そのうち2件分（70,000円）だけを請求し、返還させたのです。

その後、その事実を知った市民から住民監査請求が出され、再度、審査を行いました。

結果は、当然、最初の行政監査と同じで、残りの199,500円についても市に戻還せよとなりました。

しかし、市は、監査の勧告に従わないと回答し、さらに、住民監査請求を受理したこと自体を非難してきました。

議場における退任の挨拶の際、この市の姿勢に対し不満を訴えました。

その後、市は市民に訴えられ、返還請求の件は、裁判で争うことになりましたが、裁判費用は、皆さんの税金が使われるのです。

## ☀️ 6月議会の報告

### ◎一般質問を行いました

**森友問題と同じく、岩倉市でも文書の改ざんが。反省し、公文書管理条例を！！！！**

監査により、市は業者と結託し、不正な補助金支給を続けていたところが露見しましたが、その際、関連する文書改ざんし、破棄していたことも同時に明らかになりました。

議員として、公文書管理というテーマで一般質問により追及しました。

公文書管理法が平成23年に施行されていますが、岩倉市では、内規である文書取扱規程で管理しているのみです。

法律では、公文書とは、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であると位置づけられています。また、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程をも合理的に後になって検証することができるように文書を作成することを義務づけたものでもありません。

法が施行されて以降、この法律に則り、公文書の適正な管理に関してどのような努力をしてきたのかを問いました。

市は、これまでの取組として岩倉市文書取扱規程の改正について4点ほど説明しましたが、内部のパソコンシステムに合わせたものがほとんどで、法律の趣旨を理解したものではありませんでした。

そのことを裏付ける決定的な事実が質問で明らかになりました。それは、「永年保存文書を30年保存にし、廃棄できるようにしていた」ことです。このことは、平成30年3月に変更されていたのですが、その前にも、その後も議会にも説明がありませんでした。

私は、「例えば30年前に銀行に100万円預けたとして、あるとき銀行が顧客に知らせないで勝手に30年経ったものを廃棄するという内部ルールを作ることと同じだ。これはアウトだ」と追及しました。

### 過去を反省し公文書管理条例を制定すべき

平成29年度の「幼児2人乗同乗用自転車」に関する監査の結果、次の問題点が報告されています。

- ・必要な決裁又は供覧行為がなされていない事務が散見されたこと。
- ・文書が改ざんされたこと。

#### 自転車販売店登録申請書の改ざんの詳細

- 必要な安全整備士がいないのに申請書が提出されたため、資格を表す番号欄は、当初空欄でした。それを数か月後、資格取得後に申請者ではない者により加筆されていました。
- 振込先（銀行口座）欄の訂正印が申請者の印鑑と違ったものが使われていました。
- 改ざんされた文書は、正規の手續に基づかず破棄されていました。

文書の保存に関しては、昨年、市は、「具体的には正直定めてはおりません。」と答弁していますが、これは明らかに間違っていると訴えま

した。市の内規に照らし合わせても最低5年、重要な契約は10年です。

文書の廃棄の件については、公文書を職員個人がシュレッダーにかけたり、廃棄したりすることはあり得ません。

これらのことについて、当時部長であった副市長に答弁を求めました。

### 根拠のない反問

すると、副市長は、「堀議員は監査委員であった。質問が監査の中身に入っていてしまっている。議会で質問できるのか。」と反問してきました。

私は、「監査で知り得た秘密を話しているのではなく、公表されている事実を基に公文書のあり方を問うているだけだ。何ら問題ない。」と毅然と対応しました。

結局、副市長の答弁は、「部長が何でも掌握しているものでもない。この件は、承知していない。」ということでした。「部長という立場で、それはおかしい」と迫りましたが、それ以上の答弁はありませんでした。最後、次のとおり説明し、この質問を終えました。

- ・過去のことを反省し、前に進む必要がある。
- ・国でも森友問題を機に、管理法の改正が提起されている。
- ・国が国民の代表者（国会）によって制定される法律という法形式を用いて公文書の管理を行うこととした趣旨に鑑みれば、市は、住民の代表者の議会により可決される条例という法形式を用いるべきである。＝自治の主体である「住民」による文書管理を実現するべきである。

### どうして軽トラ市を廃止したか

事業を創るときは、予算審議や条例審議を通し、議会の議決が必要ですが、廃止するときには、審議する機会がありません。市民が関わることについては、廃止するときも市民参加、議会の関与が必要であることを訴えました。

### デマンド交通の改善を求める

議会報告会では、必ずといってデマンド交通のことについて市民から質問や意見が出されます。昨今の高齢者の交通事故の問題、免許返納者を含む交通弱者の移動権、外に出る施策として、デマンド交通の改善を求めました。